特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民年金等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、国民年金等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

刈谷市長

公表日

令和2年4月8日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報								
1. 特定個人情報ファイルる	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
<u>①事務の名称</u> 国民年金等に関する事務								
②事務の概要	国民年金法に基つく国民年金の給付や国民年金保険料の免除等、特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律に基づく特別障害者給付金の支給等及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金等の支給に関する法定受託事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)国民年金被保険者の資格取得、喪失等に関する事務 (2)国民年金受給に係る裁定請求、異動等に関する事務 (3)国民年金保険料の免除申請等に関する事務 (4)特別障害給付金の裁定請求、異動等に関する事務 (5)(1)~(4)に伴う日本年金機構への報告、所得情報の提供等の進達事務 (6)年金生活者支援給付金の裁定請求、異動等に関する事務 (7)年金生活者支援給付金受給対象者に係る日本年金機構への所得情報等の提供に関する事務							
③システムの名称 国民年金システム								
2. 特定個人情報ファイル名								
国民年金情報ファイル								
3. 個人番号の利用								
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第1の31の項、83の項、95の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令 で定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2							

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

2) 実施しない 3) 未定	①実施の有無	[実施しない]	く選択収/ 1) 実施する 2) 実施しない 3) まっ
-------------------	--------	---	-------	---	---------------------------------------

②法令上の根拠

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉健康部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 講求先 刈谷市役所福祉健康部国保年金課 電話番号 0566-62-1011

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地
連絡先	刈谷市役所福祉健康部国保年金課
	電話番号 0566-62-1011

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和2年4月8日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和2年4月8日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	[書の種類		
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関につ	ついては、それぞれ』	直点項目評 [。]	平価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	た入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	ウシステムを	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・注	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査				
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	長寿保険部国保年金課	福祉健康部国保年金課	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	国保年金課長 近藤 浩	国保年金課長 黒岩 浩幸	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所長寿保険部国保年金課 電話番号 0566-62-1011	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部国保年金課 電話番号 0566-62-1011	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所長寿保険部国保年金課 電話番号 0566-62-1011	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部国保年金課 電話番号 0566-62-1011	事後	
平成31年4月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 略 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第 1の主務省令で定める命令 第24条の2、第 59条	1 略 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第 1の主務省令で定める命令 第24条の2、第 59条、第68条の2	事前	
平成31年4月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	国保年金課長 黒岩 浩幸	国保年金課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年4月10日	IV リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正